

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までのうちの6か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月までのうちの6か月
昭和34年4月、A市のB店に住み込みで勤務し、国民年金制度が開始された昭和36年度に店主が国民年金加入手続を行い、国民年金保険料も同店を辞める38年8月まで納付してくれていた。店主から年金の大切さをよく言われていたので、加入当初の6か月が未納とされているのは納得できない。40年以上前のことだが、保険料は確かに店主が納付していたはずなので納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い。

また、社会保険庁の記録を見ると、納付月は特定できないものの、昭和36年4月から37年3月までのうちの6か月は納付済みとされている。一方、申立人が所持する国民年金手帳の昭和36年度国民年金印紙検認記録を見ると、4月から3月まですべて検認印が無いことが確認できることから、この納付済みとされている期間は過年度納付されたものと推認される。このため、店主が、検認印が無い同年度のうち6か月のみを過年度納付し、残る6か月を過年度納付しなかったのは不自然であり、同年度のうち未納とされている6か月分の保険料についても過年度納付されたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年3月まで

私は、いとこ夫婦が経営するA市のB業者に就職したが、20歳を過ぎたころ同じ敷地内に住んでいて、既に国民年金に加入していた夫（当時は婚姻前）が私の加入手続をしてくれ、さかのぼって保険料を納付してくれた。婚姻後は、私が同市の集金人に3か月分ずつ、夫婦二人分の保険料600円を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていた。私は、引っ越し時に同手帳を紛失したが、夫が納付済みとなっているのに、私だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、昭和38年4月から60歳到達の前月の平成14年9月まで、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、婚姻（昭和39年12月）後、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も37年4月から60歳到達の前月の平成7年9月まで未納は無いことから、夫婦の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、婚姻後、申立人が夫の分と一緒に保険料を3か月ごとに集金人（A市ではC員と称していた。）に納付していたとしており、申立人が所持する金銭出納帳（記載期間は昭和40年11月1日から同年12月31日まで）を見ると、同年12月6日欄には「国民年金600円」の記載があり、これは二人が3か月分を一緒に納付した場合の保険料額と一致する上、金銭出納帳の当該記載日は、申立人の夫が所持する国民年金手帳の昭和40年度3期（同年10月から同年12月まで）の検認印日付とも一致する。このことから、申立人が申立期間当時、夫の分と一緒に保険料を集金人に納付していたものと推認でき、申立人の夫は申立期間が納付済みとされているにもかかわらず、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から41年1月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで

私は、22歳から数年間会社勤務をした後、昭和45年11月の婚姻によりA市B区に自宅を構えるとともに、同市C区で美容室を開業した。46年ごろに来店した国民年金係の職員(集金人)と名乗る女性から、国民年金に加入し、未納期間の保険料を納付すると年金は続いたことになるとの説明があり、その集金人を通して加入手続を行った上で、約1万円を一括で納付した記憶があり、納付の事実を証明するものは無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年6月に社会保険事務所からA市B区に払い出されたものの一つであり、申立人の国民年金手帳の発行日は同年7月である。このため、申立人の国民年金加入手続は同年7月に行われたと推認され、46年ごろに加入手続したとする申立人の説明と一致する上、同市では集金人が適用関係書類の取次業務を行っていたことから、集金人を通して加入手続したとする申立人の説明に不自然な点は見受けられない。

また、申立人の国民年金手帳及び社会保険庁の記録により、申立人が国民年金に加入した昭和46年度以降の保険料は60歳到達月の前月(平成15年6月)まですべて現年度納付されたことが確認でき、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間②を含む昭和44年4月から46年3月までの保険料を過年度納付すること

が可能であった。このうち、昭和 45 年度の保険料を 46 年 10 月に過年度納付したことが申立人の所持する領収書により確認でき、申立人が、過年度納付可能な期間のうち申立期間②のみを納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人の国民年金手帳の印紙検認記録から、申立人は加入手続直後の昭和 46 年 8 月に同年 4 月から同年 9 月までの保険料を現年度納付したことが確認でき、申立人が納付したとする額（約 1 万円）は、この現年度保険料と 44 年 4 月から 46 年 3 月までの過年度保険料の合計額（1 万 500 円）とほぼ一致する。

一方、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点は、過去の未納保険料を一括納付することができる特例納付（第 1 回）の実施期間中であり、申立期間①の保険料を特例納付することが可能であった。

しかし、申立人が主張するとおり、国民年金の加入手続を行う以前の未納保険料を一括納付したとすると、その額は 2 万円以上（申立期間①の特例納付保険料、申立期間②及び昭和 45 年度の過年度保険料の計）となり、申立人が納付したとする額（約 1 万円）と著しく相違する。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和43年10月から44年3月まで
③ 昭和48年4月から49年3月まで
④ 昭和60年4月から63年3月まで

A市では、集金人に勧められて夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金制度が始まってから、集金人が来る都度、夫婦共に遅滞なく保険料を納付していた。

また、昭和41年4月にB町に転居してからは、納付書が届き次第、妻が同町役場へ現金を持参して納付していた。

さらに、申立期間③については、私のみ未納とされているが、保険料は夫婦のどちらか一方のみ納付したことは無い。

加えて、昭和58年4月から60年3月までは、次男が大学に通うなど金銭的に厳しい時期であったので、保険料を免除してもらっていたが、次男が就職した申立期間④は確実に納付していた期間である。

その上、昭和63年当時に、B町に領収書を提示したところ、同町も謝罪とともに未納とされていた期間の納付を認めたはずである。

そのほか、保管している昭和56年分、60年分及び61年分の確定申告書(控)の社会保険料控除欄には、ほぼ同額が記載されている。56年の保険料は夫婦共に納付済みとされているのだから、60年及び61年が未納であるはずがない。

以上のことから、申立期間①から④までの各期間の保険料を未納としている社会保険庁の記録は誤りである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、集金人に勧められて国民年金に夫婦で加入し、保険料を納付していたとしているが、具体的な加入手続の時期について記憶が無い上、A市で、国民年金保険料の集金人制度が創設されたのは昭和37年4月であり、36年4月から集金により保険料を納付していたとする申立人の説明と矛盾する。

また、申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとするその妻も申立期間①は未納と記録されている。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

- 2 申立期間②については、申立人は、納付書によりB町役場で国民年金保険料を納付したとしているところ、その当時に同町では納付書を発行していたことが確認でき、申立人の説明と合致する。

また、申立人がB町へ転居した昭和41年度以降、申請免除とした45年度の前までの国民年金保険料は申立期間の6か月を除いて未納は無い上、申請免除とした期間の保険料を後日追納するなど、その当時の保険料の納付意識は高かったものと認められ、申立期間②の保険料のみ未納としたとするのは不自然である。

- 3 申立期間③については、申立人の妻の国民年金保険料は前納されている。

また、社会保険庁が保管している申立人夫婦の被保険者台帳（マイクロフィルム）及びB町の記録から確認できる限り、申請免除とされていた昭和45年度から47年度までの期間、49年度及び50年度の保険料を、夫婦共に昭和51年11月に追納しているほか、52年4月分から57年6月分までの保険料納付日はすべて夫婦同一である。これらのことから、申立人夫婦が保険料を一緒に納付してきた状況がうかがわれ、申立期間③の保険料を申立人の妻のみが納付し、申立人が未納としたとは考え難い。

- 4 申立期間④については、申立人は、昭和56年分、60年分及び61年分の確定申告書（控）を提出しており、申立人夫婦の国民年金保険料が納付済みと記録されている56年の社会保険料控除額と60年及び61年の社会保険料控除額がほぼ同額（約17万円）であることから、60年及び61年の国民年金保険料も納付していたことを示していると主張している。

しかし、社会保険庁及びB町の記録から、申立人夫婦が昭和56年中に納付した国民年金保険料額は9万9,240円（55年10月から56年9月までの保険料）であるのに対し、60年及び61年の保険料は各12万1,320円、16万8,240円（60年分は申請免除とした同年1月から同年3月までの保険料を除く。）である。このことから、申立人の主張どおりとすると、56年から61年までにかけて国民健康保険税額が約7万円から数千円に減少したことになるが、同町では、その当時の国民健康保険税の記録を保管していないこ

となどから、国民健康保険税額は確定できず、この控除額の中に国民年金保険料が含まれているとは推認できない。

また、申立人は、昭和 63 年ごろに、未納とされていた期間の国民年金保険料を納付していたことを示す領収書を B 町役場に提示したところ、同町も納付していたことを認めたため、担当職員に記録の訂正を要請したとしている。この点について、同町では、当時の担当係長は記憶が無いとしており、申立ての事実の有無については確認できないとしている。

さらに、申立期間④は 36 か月と長期に及ぶが、申立人は、その間の国民年金保険料の納付額について記憶が無いほか、夫婦の保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間④の保険料は未納である。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月までの期間及び 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの期間及び63年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和43年10月から44年3月まで
③ 昭和60年4月から63年9月まで

A市では、集金人に勧められて夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金制度が始まってから、集金人が来る都度、夫婦共に遅滞なく保険料を納付していた。

また、昭和41年4月にB町に転居してからは、納付書が届き次第、私が同町役場へ現金を持参して納付していた。

さらに、昭和58年4月から60年3月までは、次男が大学に通うなど金銭的に厳しい時期であったので、保険料を免除してもらっていたが、次男が就職した同年4月から63年3月までは確実に納付していた期間である。

加えて、昭和63年当時に、夫がB町に領収書を提示したところ、同町も謝罪とともに未納とされていた期間の納付を認めたはずである。

そのほか、保管している昭和56年分、60年分及び61年分の確定申告書(控)の社会保険料控除欄には、ほぼ同額が記載されている。56年の保険料は夫婦共に納付済みとされているのだから、60年及び61年が未納であるはずがない。

以上のことから、申立期間①から③までの各期間の保険料を未納としている社会保険庁の記録は誤りである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、集金人に勧められて国民年金に夫婦で加入し、保険料を納付していたとしている。しかし、具体的な加入手続の時

期について記憶が無い上、A市で、国民年金保険料の集金人制度が創設されたのは昭和37年4月であり、36年4月から集金により保険料を納付していたとする申立人の説明と矛盾する。

また、一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫も申立期間①は未納と記録されている。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

- 2 申立期間②については、申立人は、納付書によりB町役場で国民年金保険料を納付したとしているところ、その当時に同町では納付書を発行していたことが確認でき、申立人の説明と合致する。

また、申立人がB町へ転居した昭和41年度以降、申請免除とした45年度の前までの国民年金保険料は申立期間の6か月を除いて未納は無い上、申請免除とした期間の保険料を後日追納するなど、その当時の保険料の納付意識は高かったものと認められ、申立期間②の保険料のみ未納としたとするのは不自然である。

- 3 申立期間③のうち昭和60年4月から63年3月までの期間については、申立人の夫は、昭和56年分、60年分及び61年分の確定申告書（控）を提出しており、申立人夫婦の国民年金保険料が納付済みと記録されている56年の社会保険料控除額と60年及び61年の社会保険料控除額がほぼ同額（約17万円）であることから、60年及び61年の国民年金保険料も納付していたことを示していると主張している。

しかし、社会保険庁及びB町の記録から、申立人夫婦が昭和56年中に納付した国民年金保険料額は9万9,240円（55年10月から56年9月までの保険料）であるのに対し、60年及び61年の保険料は各12万1,320円、16万8,240円（60年分は申請免除とした同年1月から同年3月までの保険料を除く。）である。このことから、申立人の主張どおりとすると、56年から61年までにかけて国民健康保険税額が約7万円から数千円に減少したことになるが、同町では、その当時の国民健康保険税の記録を保管していないことなどから、国民健康保険税額は確定できず、この控除額の中に国民年金保険料が含まれているとは推認できない。

また、申立人の夫は、昭和63年ごろに、未納とされていた期間の国民年金保険料を納付していたことを示す領収書をB町役場に提示したところ、同町も納付していたことを認めたため、担当職員に記録の訂正を要請したとしている。この点について、同町では、当時の担当係長は記憶が無いとしており、申立ての事実の有無については確認できないとしている。

さらに、当該申立期間は36か月と長期に及ぶが、申立人は、その間の国民年金保険料の納付額について記憶が無いほか、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も当該申立期間の保険料は未納である。

4 申立期間③のうち昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの期間については、申立人の夫は納付済みと記録されている。

また、申立人夫婦の国民年金保険料の納付日を見ると、社会保険庁が保管している申立人夫婦の被保険者台帳（マイクロフィルム）及びB町の記録から確認できる限り、申請免除とされていた昭和 45 年度から 47 年度までの期間、49 年度及び 50 年度の保険料を、夫婦共に昭和 51 年 11 月に追納しているほか、52 年 4 月から 57 年 6 月までの保険料納付日はすべて夫婦同一である。これらのことから、申立人夫婦が保険料を一緒に納付してきた状況がうかがわれ、63 年 4 月から同年 9 月までの保険料を申立人の夫のみが納付し、申立人が未納としたとは考え難い。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月までの期間及び 63 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年3月まで

申立期間当時、A市B区役所からの通知をきっかけに同区役所において自分で国民年金の加入手続を行い、その際、窓口で国民年金手帳を交付された。保険料の納付については、毎月、同区役所の国民年金課の窓口へ国民年金手帳を持って行き、判を押してもらった覚えがある。また、送付されてきた納付書を毎月同区役所の窓口へ持って行き、その窓口で納付するようになった覚えもあるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和41年2月ごろに行われたものと推認され、40年にA市B区役所からの通知を受けて加入手続したとする申立人の記憶とほぼ合致する。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であり、区役所で保険料を納付し国民年金手帳に押印してもらっていたとする申立人の記憶は、その当時の現年度保険料の納付方法と一致し、不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間以後の国民年金保険料は、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続が遅延したために納付することができなかつたとみられる2か月分の保険料を除きすべて納付されている上、申請免除とした期間の保険料を追納しているなど、保険料の納付意識が高かつた状況がうかがわれ、申立人が加入手続を行ったにもかかわらず、申立期間の保険料を納付しなかつたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月及び同年4月

私は、妻から勧められて国民年金に加入した。妻はその前に加入しており、妻に加入手続と保険料納付を依頼した。妻がA市B区役所で加入手続を行い、2年間分の保険料をさかのぼって納付したはずなので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿の記載から、申立人の国民年金加入手続は平成4年6月ごろに行われたことが推認できる。同庁のオンライン記録では、この加入手続の時点から2年さかのぼった2年6月から保険料が納付されたことが記録されており、その妻が加入手続を行い、2年さかのぼって保険料を納付したとする申立人の説明と合致する。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻は、国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和63年度（妻の国民年金手帳記号番号払出時期）以降の保険料をすべて納付しているほか、申立人の複数回にわたる厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行って保険料もすべて納付しており、年金制度に対する理解及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間を含む平成2年6月から4年3月までの国民年金保険料は、申立期間を除きすべて過年度納付されており、申立人の妻が、申立期間の前後の期間の保険料を過年度納付したにもかかわらず、申立期間の2か月分の保険料のみ未納としたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで

私は、在日外国人で国民年金に加入できなかったが、昭和 57 年から加入できるようになったことを聞き、結婚する前に厚生年金保険に 7 年間加入していたので、A 市 B 区役所で国民年金加入手続を行った。その時に 2 年間分の保険料をさかのぼって納付しないと加入できないと言われ、後日、2 年分の保険料を納付したので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿の記載から、申立人の国民年金加入手続は昭和 63 年 10 月ごろに行われたことが推認できる。同庁のオンライン記録では、この加入手続の時点から 2 年さかのぼった 61 年 10 月から保険料が納付されたことが記録されており、加入手続後に 2 年さかのぼって保険料を納付したとする申立人の説明と合致する。

また、申立人が加入手続を行ったと推認される昭和 63 年度以降の保険料(第 3 号被保険者期間を除く。)はすべて納付されているほか、社会保険庁のオンライン記録で納付日が確認できる平成 3 年度以降の保険料はすべて現年度納付されたことが確認でき、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間を含む昭和 61 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料は、申立期間を除きすべて納付されている上、申立期間の直後の 62 年 7 月から同年 9 月までの保険料が重複して過年度納付(重複納付された保険料を同年 10 月から同年 12 月までの保険料に充当。)されているなど、納付に努めていた状況がうかがわれ、申立人が申立期間の 3 か月分の保険料のみ未納としたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和42年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月21日から同年9月21日まで

私は、昭和42年4月13日にA社に入社後、平成14年3月1日に関連会社へ転籍するまで継続して同社に勤務していた。

このため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の在籍証明書から判断して、申立人は、同社に正社員として継続して勤務し(昭和42年8月21日に同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年9月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案 1421

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を平成12年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月31日から同年11月1日まで
私のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成12年10月31日となっている。

しかし、私は、平成12年10月31日までA社B支店に勤務し、同年11月1日から多くの従業員と共に関連会社のC社に移籍しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人は、A社B支店に平成12年10月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成12年9月の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に確認できないため不明であるが、事業主が資格喪失日を平成12年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難い上、13年6月に社会保険事務所がA社B支店に対して実施した事業所調査において、申立人と同じく資格喪失日が12年10月31日と記録されている複数の同僚について事業所の届出が誤っており、資格喪失日を同年11月1日に訂正することが必要である旨、指示していることか

ら、事業主が同年 10 月 31 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 1422

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和45年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和44年7月から同年9月までについては5万2,000円、同年10月から同年12月までについては6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月21日から45年1月1日まで

私は、昭和44年12月末まで継続してA社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社に昭和44年12月末日まで勤務し、厚生年金保険の被保険者であったとしているが、社会保険事務所の記録では、同年7月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和44年7月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がなされているが、申立人及び申立期間において同社に継続して勤務していたすべての元同僚について、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録があるにもかかわらず、同年10月1日付けの標準報酬月額の定時決定の処理が行われており、かつ、同決定の記録が取消処理をされている上、健康保険被保険者証返納の処理日及び資格喪失の進達日が45年5月22日と記録されていることが確認できることから、当該事業所の適用事業所ではなくなった旨の処理もこの時期に遡^{そきゅう}及して行われたものと考えられるとともに、44年7月21日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人がA社の直後に勤務したB社に提出した当時の履歴書によると、申立人のA社の退職時期は昭和45年1月と記載されており、当該履歴書の他

の記載事項も当時の内容と一致しており、申立人の主張と照らし合わせると信憑性も高いと考えられることから、申立人は、少なくとも44年12月末日までは、同社に勤務していたことを認めることができる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和44年7月21日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人が転職先に提出した当時の履歴書の記載から、45年1月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年6月の社会保険事務所の記録及び遡及^{そきゅう}して取消処理がなされた同年10月の定時決定の記録により、同年7月から同年9月については5万2,000円、同年10月から12月までについては6万円とすることが妥当である。

愛知厚生年金 事案1423

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和25年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年8月1日から同年9月1日まで

私の夫は、昭和25年6月12日にA社に入社し、54年2月28日に退職するまで同社に勤務していた。社会保険庁の記録では、同社B支店から同社C支店に異動したころの申立期間に空白が生じているが、人事記録等を確認しても、継続して勤務していた期間となっているので、記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の職歴証明書及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間について同社に継続して勤務し(昭和25年9月1日に同社B支店から同社C支店に異動。ただし、異動発令日は同年8月16日。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年7月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案1424

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月31日から同年6月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成8年5月31日となっているが、同日は、同社の退職日であるため、資格喪失日を同年6月1日に訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社での勤務に係る在籍証明書、雇用保険の加入記録（雇用保険被保険者離職証明書を含む。）及び家計簿の記載内容により、申立人は、平成8年5月31日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、家計簿に記載された厚生年金保険料控除額及び平成8年4月の社会保険事務所の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を平成8年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年5月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月30日から同年7月19日まで

A社に入社した際、最初の給料から2か月分の厚生年金保険料を控除されていた記憶があり、同社に確認したところ、10年前の火事により貸金台帳は無いが、労働者名簿により在籍の証明はできるので、厚生年金保険の被保険者資格取得日を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する労働者名簿により、申立人が、同社に昭和35年5月30日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、当時の事務担当者は、「申立期間当時は、入社時から厚生年金保険の被保険者資格を取得させており、その保険料を給与から控除する取扱いを行っていたので、申立人についても、入社時から厚生年金保険の被保険者であったはずである。」と証言している。

さらに、A社が保有する労働者名簿において、申立期間に近い時期に入社した9人について見ると、いずれも雇入月から厚生年金保険の被保険者になっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年7月の社会保険事務

所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成9年10月から10年10月までの期間は30万円、同年11月から12年9月までの期間は36万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月1日から15年7月1日まで

申立期間について、A社においてもらっていた給与額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額が一致していない。当該期間の給与明細書を提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、平成9年6月から同年9月までの期間は30万円、同年10月から10年9月までの期間は15万円、同年10月から13年9月までの期間は18万円、同年10月から15年6月までの期間は22万円と記録されている。

また、申立人は、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬額により、申立期間のうち、平成9年10月から10年6月までの期間は40万円、同年7月から12年9月までの期間は42万円の給与をA社から支払われており、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額はいずれも41万円であることが確認できるとともに、当該給与明細書において確認できる保険料控除額により、申立期間のうち9年10月から10年10月までの期間は2万6,025円、同年11月から12年9月までの期間は3万1,230円の厚生年金保険料を控除されており、当該期間における保険料控除額に見合う標準報酬月額は、それぞれ30万円及び36万円となることから、申立人が主張するとおり、当該報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも社会保険事務所に届け出

られた標準報酬月額よりも高い額になることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成9年10月から10年10月までの期間は30万円、同年11月から12年9月までの期間は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額とが、長期にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該期間について、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成9年6月から同年9月までの期間及び12年10月から14年12月までの期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、平成15年1月から同年6月までの期間については、申立人は、給与明細書等の申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料を所持しておらず、また、A社は同年8月に倒産しているほか、当該期間に係る標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和62年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和62年3月31日までA社に勤務し、同年4月1日に親会社のB社へ転属し、その間、継続して厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、同年3月及び同年4月の給与明細書においても、厚生年金保険料が給与から控除されていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C厚生年金基金の記録、申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人が昭和62年3月31日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C厚生年金基金が保管している加入員台帳及び加入員番号払出簿には、申立人のA社における資格喪失日が、昭和62年4月1日と記載されていることが確認できる。

さらに、C厚生年金基金の担当者は、「申立期間当時、厚生年金保険被保険者の資格得喪に係る届出書は基金が作成し、事業所に送付しており、届出書については複写式であった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和62年4月1日に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び厚生年金基金の記録から、36万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人のB社における資格取得日は、昭和61年11月1日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月31日から同年11月10日まで

私は、昭和55年に新卒でB社に入社し、その後、系列会社への転籍出向を繰り返しているが、社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、系列会社であるA社からB社に転籍した際の申立期間については、厚生年金保険の被保険者ではないことが分かった。

給与明細書等は残っていないが、B社及びその系列会社に勤務している間、健康保険と厚生年金保険には必ず加入していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主が「同社とA社は同系列の事業所であるとともに、申立人は申立期間についてもこれらの事業所に継続して勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和61年10月31日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所では

なかったことが確認できるところ、同社全喪時の申立人を含む被保険者10人の資格喪失日は、当初、同年11月14日付けで「同年11月1日」として届けられた後、同年12月25日付けで「同年10月31日」に遡^{そきゅう}及訂正されていることが確認できることから、同社は、申立期間のうち同年10月31日において、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は昭和61年11月1日であるとともに、申立人は、同年10月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和61年10月の標準報酬月額については、同年9月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和61年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、同年10月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和61年11月1日から同年11月10日までの期間については、上述のとおり、申立人はA社及びB社に継続して勤務していたと認められることから、申立人のB社における資格取得日は同年11月1日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成6年7月1日から8年3月31日までA社に勤務していたが、社会保険庁の被保険者記録によると、同年3月31日に資格喪失したとされているため、同年3月は厚生年金保険の被保険者とされており、同社における厚生年金保険の被保険者期間は20か月となっている。

しかし、私は、平成6年7月から8年4月までの期間の給与明細書22枚を持っており、22か月すべての給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人がA社に平成8年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び平成8年2月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てのとおり届出を行ったかどうかは、不明としているが、事業主が資格喪失日を平成8年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険

事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年3月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成10年2月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月2日から同年3月23日まで

私は、平成9年12月にA社を退職し、別の会社に短期間勤務した後、10年2月に同社に再度入社し、現在も同社に勤務している。

年金記録を確認したところ、A社に再入社した際の資格取得日が平成10年3月23日とされているため、同年2月の被保険者記録が無いことが分かった。

平成10年2月からA社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る給与明細書の写し、人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が平成10年2月2日付けで同社に入社し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び平成10年3月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、経緯は不明であるが、申立人の再入社時の資格取得日を誤って届け出たとしていることから、事業主が平成10年3月23日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和47年8月、同年9月及び48年3月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額記録については、昭和47年8月及び同年9月は7万6,000円、48年3月は9万8,000円、同年4月から同年7月までの期間は10万4,000円、同年8月及び同年9月は11万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から56年10月まで

申立期間について、社会保険庁の記録上の標準報酬月額が、A社における実際の報酬額よりも低い等級で記録されている。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書に記載された報酬額によると、申立人が主張するとおり、当該報酬額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所で記録された標準報酬月額よりも、申立期間のほぼ全期間にわたり、高い額になることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。申立期間のうち、昭和47年8月、同年9月及び48年3月から同年9月までの期間については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和47年8月及び同年9月については7万6,000円、48年5月から同年7月までの期間については10万4,000円、同年9月については11万円、給料支払明細書において確認できる報酬月額から、同年3月については9万8,000円、同年4月に

については10万4,000円、同年8月については11万円に訂正する必要がある。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額が昭和47年8月、同年9月及び48年3月から同年9月までの期間について一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該期間について、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和47年8月、同年9月及び48年3月から同年9月までの期間以外の期間については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険庁に記録されている標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和20年9月1日に、同社C支店における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和20年11月16日から同年12月1日まで

昭和8年12月1日から37年11月30日までA社に継続して勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録が無い期間があることに納得がいかないの
で、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の義子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び人事記録により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年7月及び同年10月の社会保険事務所の記録から、200円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間①については、事業主が資格喪失日を昭和20年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還

付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。一方、申立期間②については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和36年1月に20歳を迎えたが、そのころ母から「お前を思って国民年金に加入しておいたよ。」と言われた。申立期間の保険料については、母が納付してくれたが、私が結婚した40年ごろ、母から輪ゴムで挟んだ領収書もらった。その後、領収の認めが年金手帳にスタンプ印を押すように変わった際、集金人に確認したところ最後の領収だけ分かるようにしておけばよく、それ以前のものが必要無いと言われたので廃棄したのかどうしたのか記憶に無いが、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和35年12月ごろ、申立人の母と連番で払い出されているが、申立人の国民年金被保険者資格取得手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の母は既に死亡しており、当時の状況は不明である上、申立人は、申立期間の保険料納付に関与していないため、保険料納付状況等の詳細を確認することはできない。

また、申立人は婚姻した際、申立人の母から申立期間の保険料を納付したことを示す領収書もらったとしているが、申立人が申立期間に居住していたA市における申立期間の保険料の納付方法は、国民年金手帳を使用しての印紙検認方式であったことから、申立人の主張とは符合しない上、この領収書についての申立人の記憶も明確ではない。

さらに、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から49年4月まで

私は、昭和37年2月にA市B区の夫の実家に嫁ぎ、同居していた^{しゅうとめ}姑から国民年金(当時の保険料100円)の話聞いて加入手続きを行い、エンジ色の手帳をもらった。その後、申立期間の保険料は納付しては^なずである。

昭和49年3月中に区役所で2か月程度の保険料を納めた後、同月29日にC市へ転居してからは、何の手続きもしないのに同市役所から保険料の支払通知が来ていたので、ずっと払い続けてきた。

平成6年に夫が定年を迎え、いろいろな手続きのために私の年金手帳が必要となり、見付からなかったため、C市役所で再発行してもらったが、その時、昭和49年5月が最初の保険料の支払とされた上、それ以前にA市で保険料を納付していた期間がすっかり消失していた。

申立期間について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年10月に国民年金に加入して申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人は49年5月4日をもって任意加入により国民年金被保険者資格を取得しており、この資格取得に係る申立人の国民年金手帳記号番号は同年5月21日に払い出されている上、これ以外に申立人に対して別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、上記49年5月4日付けの国民年金任意加入が申立人の最初の国民年金被保険者資格の取得であったことになる。

また、申立人と昭和37年3月に婚姻した申立人の夫は、申立期間を通じて

厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人にとって申立期間は任意加入の対象となる期間であり、制度上、49年5月の国民年金被保険者資格取得時において、さかのぼって被保険者資格を取得することはできず、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は国民年金手帳について、昭和37年10月の加入手続き時に受け取った手帳及び平成6年の再発行を受けた手帳の2冊しか記憶に無いとしていることから、申立期間において手帳は1冊しか受け取っていないことになる。

しかしながら、申立人が申立期間を通じて保険料を納付していた場合、申立期間途中において国民年金手帳の更新が行われており、かつ、申立期間当時の保険料の納付には国民年金手帳を必要としたことから、1冊の手帳の記憶のみで申立期間を通じて保険料を納付したとする申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人は、申立期間の保険料の納付方法について明確には記憶していない上、申立人が記憶する昭和37年10月の加入手続き時に受け取ったとする国民年金手帳の特徴（色）は、当時、発行されていた同手帳の特徴（色）とは一致しない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和36年に国民年金が発足した時、自宅に女性が何度か勧誘に来て加入した方が良いと言われたので時期は覚えていないが加入した。妻の私が女性の集金人に「今まで払っていなかった分を納付してください。」と言われ、まとめて何か月かの夫婦二人分の保険料を現金で納付し、領収書もらった。まとめて納付した後の保険料は集金人に納めていた。随分古い話なので、納付を証明できる証拠は無いが、申立期間において未納となっていることには納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、強制加入被保険者として、昭和41年2月に夫婦連番で払い出され、その資格取得日は39年1月1日とされており、このことは申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられ、この資格取得日を基準とすると、申立期間のうち36年4月から38年12月までは国民年金未加入期間となり、申立人は保険料を納めることはできず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、前述のとおり、申立人が国民年金加入手続を行ったものとみられる国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和39年1月から40年3月までの保険料については過年度納付が可能であったが、申立人が居住していたA市では集金人による過年度保険料の取扱いは無かったこ

とから、申立人が同期間の保険料を集金人に納付することはできず、過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間において夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間の保険料については未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和36年に国民年金が発足した時、自宅に女性が何度か勧誘に来て加入した方が良いと言われたので時期は覚えていないが加入した。女性の集金人に「今まで払っていなかった分を納付してください。」と言われ、まとめて何か月かの夫婦二人分の保険料を現金で納付し、領収書もらった。まとめて納付した後の保険料は集金人に納めていた。随分古い話なので、納付を証明できる証拠は無いが、申立期間において未納となっていることには納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、強制加入被保険者として、昭和41年2月に夫婦連番で払い出され、その資格取得日は39年1月1日とされている。このため、申立人はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられ、この資格取得日を基準とすると、申立期間のうち36年4月から38年12月までは国民年金未加入期間となり、申立人は保険料を納めることはできず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、前述のとおり、申立人が国民年金加入手続を行ったものとみられる国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和39年1月から40年3月までの保険料については過年度納付が可能であったが、申立人が居住するA市では集金人による過年度保険料の取扱いは無かったことから、申立人が同期間の保険料を集金人に納付することはできず、過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間において夫婦二人分の保険料を納付したとしてい

るが、申立人の夫も申立期間の保険料については未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から60年8月まで

私は申立期間当時、看護婦であったが、老後について不安があったので、昭和50年に国民年金に加入し、夫がその給料の中でやりくりして、毎月、銀行で保険料を納付してくれていた記憶があるにもかかわらず、申立期間について納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の夫は病気加療中で聴取できない状況であるため、納付状況に関する詳細が不明である。

また、申立人の被保険者台帳を見ると、昭和57年度に係る未納分について昭和58年に申立人あて過年度納付書及び勸奨状が送付された形跡が確認でき、当該納付書等が送付された時点で未納であったものと推認できる上、その後さかのぼって納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の夫が申立期間において申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は昭和36年4月ごろ、夫の姉（以下「義姉」という。）に勧められて国民年金に加入した。加入手続は自分でA市B区役所に出向いて行い、申立期間の保険料は自宅に来ていた集金人に納付していた。また、当時の保険料は月額100円だったと記憶している。これらのことから、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市C区で41年6月にその夫と連番で払い出されている。申立人が所持する最も古い国民年金手帳も、昭和41年度以降使用するものでC区の住所が記載されているほか、申立期間当時にB区で申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和41年6月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、昭和36年4月から集金人に国民年金保険料を納付していたとしているが、A市において集金人制度が発足したのは37年11月であり、申立人の説明と相違する。

さらに、義姉は、申立人に国民年金の加入を勧めたことは記憶しているが、その時期については記憶していないとしているほか、義姉は申立人と一緒に保険料を納付していたとしている一方、申立人は別々に納付していたとするなど、申立人とその義姉の説明には相違がみられる。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、昭和39年4月から41年3月までの保険料を過年度納付することが可能であり、このうち40年4月から41年3月までの保険料は納付済みであるが、申立人は、過去の保険料をさかのぼって納付したことについて記憶が無いなど、39年4月から40年3月までの保険料も過年度納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から61年3月まで

私は、昭和59年7月に勤めていた会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続をした。保険料の納付については、遅延することが多く、申立期間の保険料についても国庫金の納付書を使用し後からまとめて納付したと思う。国民年金への関心があり、私の妻も私が厚生年金保険に加入していた時から国民年金へ任意加入し、未納無く保険料を納付している。これらのことから、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年7月に会社退職後、すぐにA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年8月に社会保険事務所から同市に払い出されたものの一つであるほか、申立人は、申立期間当時から62年1月まで住民登録の異動は無いなど、申立期間当時に同市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の国民年金の資格（第1号被保険者）取得日は昭和61年4月1日とされており、申立人が唯一所持する年金手帳でも、国民年金の「初めて被保険者となった日」欄には「昭和61年4月1日」と記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和61年8月以降に行われたものと推認される。その際、申立人は厚生年金受給権者で申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、さかのぼって資格取得することはできないことから、制度改正により強制適用とされた同年4月までさかのぼって第1号被保険者として資格取得したものと考えられる。このため、申立期間当時には国民年

金の加入手続が行われていなかった上、申立期間は資格取得日前の無資格期間であり、無資格者に対して納付書が発行されることは無いことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した時期について、加入手続から何か月後か何年後か覚えていないとしているほか、納付金額についても記憶が無い。

加えて、申立人は、国民年金保険料の納付は遅延することが多く、納付済みと記録されている期間についても、申立期間と同様、国庫金の納付書（過年度納付書）で納付することが多かったとしている。しかし、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が昭和62年1月から60歳到達月の平成5年9月まで住民登録していたB市の記録では、昭和61年4月以降に過年度納付したのは、平成元年10月から同年12月までの保険料のみで、そのほかの期間の保険料はすべて現年度納付されており、申立人の説明と相違する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から44年8月まで

私は、結婚して借家に住んでいたころ、20歳になったので大家に国民年金の加入届を出し、3か月ぐらいに一度2,000円前後の保険料を納付していた覚えがあるので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に居住していた借家の大家に国民年金の加入手続を依頼し、保険料も大家に渡していたとしているが、当時の大家が死亡しているため、その状況を確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年11月にその夫と連番で払い出されており、申立期間当時に、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年11月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には加入手続が行われていなかった上、申立期間は資格取得日（同年10月30日）以前の無資格期間であり、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人は、3か月2,000円前後の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立期間当時の保険料額は月額200円及び250円であり、申立人の記憶と著しく相違する。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から52年3月まで

私は、父親が私、長姉、次姉及び兄の国民年金保険料を一緒にA市B区役所で納付していたことを母親から聞いていたので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計142か月と長期間であり、申立人は、その間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行っていたとするその父親は既に死亡しており、その状況について確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和52年4月にC町で払い出されている。申立人が申立期間当時に居住していたとするA市B区の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できないほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は、同年4月ごろに行われ、その際に40年6月までさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、申立人の父親が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、その父親が申立人、姉二人及び兄の国民年金保険料を一緒に納付していたとしており、このうち姉二人については申立期間の保険料が納付されている。しかし、兄については、申立期間のうち昭和49年度までの保険料は免除又は未納であるほか、申立期間当時に申立人家族と同居していたとする弟の国民年金加入手続は昭和56年4月ごろに行われたものと推認され、20歳到達（43年7月）以降の申立期間の保険料は未納である。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和50年1月から52年3月までの保険料を過年度納付あるいは現年度納付することが可能であった。申立人は、婚姻（52年2月）後の保険料納付に関与しておらず、その夫が納付していたとしているが、当該期間の保険料納付に関し、夫に聴取しても納付についての記憶が無いとするなど、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1433

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月ごろから35年11月ごろまで

私は、申立期間にA社B支店で働いていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社B支店に勤務していたことは、時期及び期間については明らかでないものの、申立人を記憶している同僚の証言などから推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管しているA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間の前後、昭和32年5月7日（健康保険整理番号C番）から36年10月1日（同番号D番）までの間に欠番及び申立人の氏名は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、複数の同僚が「B支店では、班長等の基幹要員しか厚生年金保険の被保険者資格を取得させておらず、現場の一般従業員は、被保険者資格を取得していなかった。」旨を証言しているところ、申立人は、当時の雇用形態について、一般従業員であったとしている。

さらに、A社B支店は、昭和37年12月20日に全喪しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関係資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1434

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 27 年 4 月 1 日から 33 年 3 月 31 日まで A 社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主の妻及びその妹の証言から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、昭和 34 年 8 月 11 日に法人成りして B 社となり、35 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっている。

したがって、A 社に勤務していた事業主の妻や同僚も、B 社が適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、A 社時代の被保険者記録は無い。

また、B 社は、平成 8 年 6 月 1 日に解散しており、当時の賃金台帳等関係資料を確認することができず、事業主も死亡していることから証言を得ることもできない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月1日から26年5月29日まで
② 昭和26年6月5日から30年3月31日まで
③ 昭和37年1月1日から44年12月31日まで

私は、申立期間①については、A社で、申立期間②については、B社で、申立期間③については、C社で働き、同社を退職後、自営業となった。申立期間①と②の間のわずかな期間に勤務したD社の厚生年金保険被保険者記録があるのに、長く勤務した申立期間の記録が無いのは不自然であるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録によると、A社は、申立期間①の後の昭和32年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A社は、「厚生年金保険については、役所からの働きかけにより途中から被保険者資格を取得させるようになった。当時の人事記録等の書類は残っていない。」と証言しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

2 申立期間②について、社会保険庁の記録によると、B社は、昭和27年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち26年6月5日から27年9月30日までは、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、B社は、「申立期間は、昭和31年に法人化する前のことであり、当時の人事記録等の関連資料は残っていない。」と回答しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿に

よれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和27年10月1日以後の名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

3 申立期間③について、社会保険庁の記録において、C社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認ができない。

また、C社は、「申立人が勤務していたことは記憶している。当社は、申立期間当時から現在に至るまで厚生年金保険の適用事業所ではない。」と証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、申立人に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、昭和39年（3月）の職業別電話帳及び40年の住宅地図により、申立人が事業を開始したことを示す屋号を確認することができること、及び申立人がC社を退職後に自営業となったとする証言から、申立期間のうち39年以後の期間については、申立人がC社で勤務していたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月1日から28年1月1日まで
当時の記憶は薄れているが、会社の在職証明書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B支店の関連会社C社に入社した。時期ははっきりしないが、同社は、A社B支店に吸収合併され、C社の事業主と一緒にA社B支店に勤務先が変わった。」と説明しているところ、社会保険事務所の記録によると、C社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかった上、同社の事業主のA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同じ昭和28年1月1日となっていることが確認できる。

また、A社の在職証明書及び退職所得の源泉徴収票においては、申立人の入社日は昭和26年2月1日となっているが、C社の事業主は既に死亡しており、A社の当時の事務担当者も不明と回答していることから、その日付の根拠は不明であるが、同社が保存している「入社年月日及び勤続年数表」及び「社会保険台帳」における申立人の入社日及び厚生年金保険の被保険者資格取得日は、いずれも28年1月1日となっていることから、申立人は、C社の事業主と一緒に、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険整理番号に欠番は見られない。

加えて、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日も、厚生年金保険と同じ昭和28年1月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1437 (事案 239 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 10 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、A社の厚生年金保険の記録が無いが、昭和27年4月1日から28年9月30日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成20年8月28日付けで総務省中部管区行政評価局長から年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、第三者委員会の判断の理由は、先輩と同期入社の人々の厚生年金保険の被保険者資格取得日が、入社からそれぞれ約2年後及び約2年5か月後であるため、私についても、入社当初の申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間ではないと推測されているが、同期入社の人Bさん(男性、大学新卒、当時の住所はC市D町)が昭和27年4月から厚生年金保険に加入していると思うので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社勤務当時の同僚の証言などにより、同社では、すべての雇用者が入社当初から厚生年金保険の被保険者資格を取得していたわけではないと認められることのほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年8月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「同期入社の人Bさんは昭和27年4月から厚生年金保険の被保険者資格を取得していると思うので、第三者委員会の結論には納得できない。」と新たに主張しているところ、申立人が記憶するB氏には、A社に

おける申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できず、B氏と推定される同姓の者（死亡しており、周辺事情を確認できない）が、申立人が同社を退社した後の昭和29年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していること、及び先輩と同期入社と同僚の被保険者資格取得日が、入社からそれぞれ約2年後及び約2年5か月後であることを踏まえると、申立期間当時、同社では、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかったものと認められる。

また、当該再申立て後、申立人が新たに調査をするよう主張した男性の同僚E氏についても、A社における申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できず、同人を特定できないため、申立内容に係る事実を確認できる証言は得られない。

さらに、社会保険事務所保管のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間（昭和28年4月1日付けで被保険者資格取得者66人のみで、それ以前は25年10月1日まで、それ以後は28年12月1日まで取得者無し）に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 46 年 5 月から 47 年 2 月まで

申立期間①について、昭和 42 年 3 月に前の会社を退職して A 社に看護婦の見習いとして住み込み、働きながら資格を取った。同僚には B さんがいた。

申立期間②について、昭和 46 年 5 月に結婚し、その後、C 社に勤務していたが、経営悪化のため、47 年に閉鎖になり退職となった。

厚生年金保険料を支払っていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚 B 氏は、申立人の A 社での勤務を証言しており、また、D 国民健康保険組合において、喪失日は不明なものの、昭和 42 年 4 月から健康保険の被保険者記録が認められることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A 社は、厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる上、法務局の商業登記簿にも同社の記録が見当たらない。

また、A 社の社長の親族によると、同社は個人事業所で、厚生年金保険の適用事業所ではなかったと回答している。

申立期間②について、社会保険事務所保管の C 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

また、C 社は昭和 50 年 4 月 11 日に全喪し、事業主も既に死亡しているため、

申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

さらに、C社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に聴取しても、申立人のことを明確に記憶している者はおらず、申立てに係る事実を裏付ける証言を得ることができない。

加えて、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない上、雇用保険の記録においても、当該期間に係る申立人の記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 12 月 1 日から平成 12 年 9 月 30 日まで
私は、申立期間には月額 56 万円から 59 万円の給与を受け取っていた。社会保険庁の厚生年金保険の標準報酬月額の記録に誤りがあるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社が加入するC健康保険組合からの回答によれば、同健康保険組合における申立人の標準報酬月額の記録は、社会保険庁の記録と一致している。

また、A社及びB社が加入するC企業年金基金は、申立人の平成10年12月から12年3月までの基準給与簿を保管しており、当該基準給与簿の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、社会保険庁の記録と一致している上、同基金における9年4月以降の申立人の標準報酬月額の記録は、社会保険庁の記録と一致している。

さらに、申立期間のうち、平成12年4月から同年9月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年から 53 年まで

私は、A社に申立期間及び平成2年5月から同年9月までの期間の2回勤務した。

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、2回目に勤務した際の記録はあるが、最初に勤務した申立期間の記録が無いことが分かった。

保険料控除を証明できる資料は無いが、A社に2回在職していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、申立人が同社に2回勤務していたと証言しているとともに、申立人が記憶している複数の同僚のうち、同社における被保険者期間が昭和48年11月1日から50年1月30日までである者が申立人を記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、申立人は、「A社に昭和50年から53年ごろまでの間に2年ほど勤務していた。」とするも、具体的な勤務期間の記憶は曖昧であるとともに、上記の事業主及び同僚も申立人の具体的な勤務時期等までは記憶は無いとしているところ、社会保険事務所の記録によると、申立人は、49年9月28日から51年5月21日までの期間はB社において、同年7月1日から55年12月19日までの期間はC社において、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるとともに、雇用保険の記録も当該厚生年金保険の被保険者記録とおおむね一致していることが確認できる。

また、C社には、申立人が入社時に提出した履歴書が保管されており、当該履歴書の職歴欄にはA社に係る記述はなく、昭和49年8月から51年4月までの

期間は、B社に勤務していたとされていることが確認できる。

さらに、A社における勤務時期が、雇用保険の未加入期間である昭和47年12月21日から48年3月16日までの期間及び49年5月21日から同年9月5日までの期間である可能性も考慮し、社会保険事務所が保管している同社の47年から53年までの厚生年金保険被保険者原票及び整理番号索引簿を確認したが、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年9月1日まで

私は、昭和28年4月からA社で勤務していたが、社会保険事務所の記録では資格取得時期が同年9月1日とされている。

入社後間もない昭和28年4月か5月ごろに腹痛を起し、社長に健康保険証を作ってもらって医者にかかったことを覚えている。健康保険証があったということは厚生年金保険にも加入していたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚3人に聴取した結果によると、3人中2人は、申立人が同社に入社する前の昭和27年11月及び28年1月ごろから勤務し、残りの1人は、申立人より後の同年8月ごろから勤務していたことが推認できるところ、社会保険事務所の記録によると、当該同僚3人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも申立人と同じ同年9月1日であることが確認できることから、申立期間当時、同社は、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったものと認められる上、当該同僚3人は、いずれも資格取得以前に厚生年金保険料が控除されていたか否かについて記憶が無いとしている。

また、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及びA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、いずれの記録も昭和28年9月1日であるとともに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出時期は、同年9月14日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

さらに、A社は既に全喪しており、申立期間当時の関連資料を得ることはで

きず、加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1442

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月から43年4月まで
② 昭和43年11月から46年8月まで

私は、申立期間①は、A社に正社員として勤務し、ガスボンベや電気製品の配送をしていた。給与は親に渡していたので給与の金額や保険料の金額は記憶が無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②は、B社に正社員として勤務していた。商品を破損して、会社に弁償した覚えがある。給与の金額や保険料の金額は記憶が無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、「申立期間当時の資料の保存が無いため、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得の事実は確認できない。」旨回答している。

また、申立人が記憶する同僚は、A社における厚生年金保険被保険者記録が見当たらないため連絡先が不明であり、さらに、複数の同僚は、申立期間①当時において、申立人が同社に勤務していた記憶が無い旨を証言していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることができない。

加えて、申立期間①において、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票には整理番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、B社の後継会社の事務担当者は、「B社は、平成 20 年 7 月 1 日に合併により解散しており、当時の記録の保存は無い。」旨を証言している。

また、申立人が記憶する同僚は、B社における厚生年金保険被保険者記録が

見当たらず、連絡先が不明であり、さらに、複数の同僚は、申立期間②当時において、申立人が同社に勤務していた記憶が無い旨証言していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることができない。

加えて、申立期間②において、B社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票には整理番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない上、申立人は、申立てに係る事業所の前後の事業所については、雇用保険の加入記録を確認できるものの、申立てに係る事業所については雇用保険の記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 1 日から平成 4 年 10 月 1 日まで
社会保険庁の記録では昭和 63 年 2 月から平成 4 年 9 月までは標準報酬月額が 22 万円となっており、同年 10 月に 36 万円となっているが、給与額が 14 万円も上がった記憶が無く、A 社入社当初から月額約 30 万円の給与を同社から支給されていた。申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、当該申立てに係る標準報酬月額を確認できる関連資料は無い。

また、A 社の事業主は、申立人は同社に勤務していたが、申立期間当時の賃金台帳等の給与支払及び厚生年金保険料控除を確認できる資料の保存は無く、詳細は不明である旨を回答していることから、申立ての事実について確認することができない。

さらに、社会保険庁の記録によれば、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の処理日は、当該届出に係る標準報酬月額の定時決定の約 1 か月前に処理されており、事務処理に不合理な点は見当たらない。

加えて、社会保険庁の記録によれば、申立人と同様に、標準報酬月額が増額変更されている同僚は複数存在することが確認できる上、申立人の記録は、当該同僚に係る標準報酬月額の変更内容及び額の推移と比較しても不自然ではないと認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月20日から46年3月まで

私は、昭和42年10月20日から46年3月までA社に勤務していた。厚生年金保険に加入していると思っていたのに記録が無い。同社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(申立人は、当初は、43年4月から46年3月まで同社に勤務していたと申し立てていたが、申立人の雇用保険への加入日が申立期間前の42年10月20日と判明したことから、申立期間を同年10月20日から46年3月までと変更した。)

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録、A社の人事記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間のうち、昭和42年10月20日から43年7月31日までの期間及び同年11月22日から45年2月19日までの期間は、同社において勤務していたと認められる。

しかし、A社の人事記録に名前がある従業員のほとんどに同社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、A社の労務担当者は、「申立人と同様の職務に従事する従業員は、傾向として厚生年金保険の被保険者資格を取得する例は少なく、特に本人から申出があった時や病気になった時でなければ厚生年金保険の被保険者資格を取得させることは無かった。」旨証言している。

さらに、複数の同僚に聴取しても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる証言は得られない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月20日から同年9月11日まで
② 昭和38年3月19日から同年7月1日まで

私は、A社に昭和37年6月から同年9月まで勤務し、B社に昭和38年3月から同年6月まで勤務していた。それにもかかわらず申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が抜けていることは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主の親族は、「私は、申立期間当時に、A社で勤務していたが、申立人が勤務していた記憶は無い。また、当時の事業主は、既に他界しており、資料も残っていない。」旨証言していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚に聴取するも、申立人が同社に勤務していた旨の証言は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間において、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、B社の元事業主は、「申立人のことを覚えておらず、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した証拠となる資料は存在しない。また、当社のOB会で申立人のことを聞いてみたが、覚えている者はいなかった。」旨証言していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、申立人が、申立期間当時B社に勤務していた記憶があると主張する同僚について、同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間当時に同社において被保険者記録の確認できる複数の同僚からも、申立人が同社に勤務した旨の証言は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するB社に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間において、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確であるほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月から 32 年 2 月まで
② 昭和 32 年 3 月から 34 年 12 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 2 月 16 日から 37 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 4 月から 32 年 2 月まで A 社に勤務した。知人の紹介で、同年 3 月から 34 年 11 月までは、B 社で勤務した。また、姉の紹介で、35 年 2 月から 37 年 7 月までは C 社で勤務した。3 社とも厚生年金保険料を控除されていたかどうか記憶は無いが、間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社に係る商業登記簿によれば、申立人の記憶するとおりの所在地において、昭和 30 年 6 月 25 日登記、42 年 5 月 31 日解散の旨の登記（後日、再度設立登記されている。）記録が確認できることから、申立人が同社に勤務したことは推認できる。

しかし、A 社の元役員の家族は、「A 社の役員だった父及び同社の事業主は他界している。当時の関係資料も保存は無い。」と証言している。

また、社会保険庁の記録によると、A 社は、申立期間より後の昭和 50 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

申立期間②について、申立人が、B 社が所在したと主張する地域の同業種の事業主が加盟する事業者組合である D 組合に確認したところ、同組合は昭和

55年度以降の資料を保管しているが、申立期間当時のものは無い旨を回答している上、同地域を管轄する法務局は、同社に係る商業登記簿は確認できない旨を回答している。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の記憶する事業所名「B社」と同一名称の事業所及び酷似した名称の事業所が存在したが、いずれの事業所も申立期間より後に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、当時のB社の事業主及び同僚の氏名等については覚えが無いと証言しており、申立てに係る事実をうかがわせる証言等を得ることができない。

加えて、申立人が、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

申立期間③について、C社の申立期間当時の同僚が、申立人は同社において勤務していた旨の証言をしている上、申立人は、C社の営業店舗の出勤カードを保管していること、E市の昭和36年版電話帳に申立人の記憶する店名が記載されていることから、期間は不明であるが、申立人が同社において勤務していたものと推認できる。

しかし、C社経理部担当者は、「関係資料の保存が無く、申立人の当社での勤務形態や厚生年金保険の被保険者資格取得の届出を行ったか否かを確認できない。」と証言している。

また、当時の経理部担当者は、「各店舗を巡回していたので、申立人は見た記憶がある。しかし、C社の経営する飲食店に勤務していた者は、ほとんど厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するC社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月1日から32年12月1日まで
② 昭和33年1月26日から36年12月30日まで

私がA社及びB社に勤務していた申立期間は、脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の被保険者期間とされていない。

しかし、私には受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿（原票）において、申立人と同時期に同社に在籍し、脱退手当金の支給記録を確認できた12人（申立人を含む）のうち、11人が厚生年金保険の資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころであることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約4か月後の昭和37年4月18日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月5日から同年11月26日まで
② 昭和38年12月1日から41年2月26日まで
③ 昭和41年3月1日から同年8月7日まで
④ 昭和41年8月10日から42年10月21日まで

私は、脱退手当金を受け取っておらず、脱退手当金を支給したとする社会保険事務所の記録には納得できないので、社会保険事務所の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定伺によると、社会保険事務所は、昭和42年11月15日に請求を受理、43年4月18日に支給決定、同年5月15日に支払っていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月23日から35年5月1日まで

私は、申立期間及び昭和38年7月1日から39年4月26日までの期間、A社に勤務していた。

厚生年金保険の被保険者記録によると、申立期間については脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社において申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚（女性のみ計29人）のうち、申立人の資格喪失日である昭和35年5月の前後2年に資格喪失した28人から、脱退手当金の支給要件の無い4人、及び短期間で次の事業所で資格取得している7人を除く17人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、11人に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち9人が資格喪失後6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年8月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。